

保健師助産師看護師国家試験出題基準の利用法

保健師、助産師、看護師の国家試験は、保健師助産師看護師法第17条に基づき、保健師、助産師、看護師として必要な知識及び技能について行われる。この知識と技能を評価するための標準的な内容を具体的な項目によって示したのが、国家試験出題基準である。保健師、助産師、看護師の試験委員会は、保健師、助産師、看護師の国家試験の適切な範囲及び水準を確保するため、この基準に拠って出題するものである。

また、国家試験出題基準は、看護師等学校養成所の教育で扱われるすべての内容を網羅するものではなく、また、これらの教育のあり方を拘束するものではない。

1. 大・中・小項目の位置づけ

- 1) 大項目は、中項目を束ねる見出しである。
- 2) 中項目は、保健師助産師看護師国家試験の出題の範囲となる事項である。
- 3) 小項目は、キーワードとし、中項目に関する内容をわかりやすくするために示した事項である。これは大・中項目に関連して出題されるものとする。また、出題範囲は記載された事項に限定されず、標準的な学生用教科書に記載されている程度の内容を含む。

2. その他

専門領域等により同一事象に対し異なる表現がある場合には、カッコ書き等によりどちらも使用可能とした。

また、カッコは以下のルールにより使用した。試験委員会の判断により、カッコ内、外の語を適宜使用できる。

- < > : 直前の語の言い換えまたは説明を示す
例 : 世界保健機関<WHO>、日常生活動作<ADL>
- () : 小項目のさらに下位項目を示す
例 : 依存症(アルコール・ニコチン・薬物)